

○協同組合による金融事業に関する法律施行規則第四条第五項第三号、第十一号及び第三十八号の規定に基づく信用協同組合又は信用協同組合連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件（平成十年 金融監督庁 告示第十二号）
大蔵省

改 正 案	現 行
<p>協同組合による金融事業に関する法律施行規則第四条第五項第三号、第十一号及び第三十八号並びに第十二項第二号の規定に基づき信用協同組合又は信用協同組合連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務として金融庁長官が定める業務等</p> <p>（中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号又は第二号に掲げる事業に付随し又は関連する業務に準ずる業務）</p> <p>第四条 規則第四条第十二項第二号に規定する金融庁長官が定める業務は、前条第一号から第六号までに掲げる業務とする。</p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p>